

県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方

「第5次山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」(素案)

No.	箇所	意見の内容(原文)	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
1	P1 第1章 計画の基本的事項 1 計画策定の趣旨	2024年4月施行、改正DV防止法の要点、下記内容を追記。DV防止法理解を進めてほしい。 ・令和6年(2024年4月)改正DV防止法では、保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化、基本方針における都道府県記載事項の拡充、及び協議会の法定化などがあります。	1	【修正加筆等意見反映】 DV防止法等、直近の法改正の要点を記載することといたします。
2	P2 第1章 計画の基本的事項 本計画における定義等 ◆「配偶者」「配偶者等」とは	下4行目から 文脈がわかりにくいので、下記内容に修正をご検討ください。 これを受け、山梨県では計画の名称を「配偶者等」とし施策を進めてきました。 本DV防止計画では、法の対象外のため保護命令などの措置は取られていない恋人等の親しい関係間における暴力(以下「デートDV」)を含み、対応していきます。	1	【修正加筆等意見反映】 御意見を踏まえ、修正いたします。
3	P2 第1章 計画の基本的事項 本計画における定義等 ◆「配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス DV)」とは	P2◆「配偶者等からの暴力」とは 警察官による～援助に関する規定については「身体に対する暴力」が対象となります。 →R5,7/11に山梨県警に伺った話では、「身体的暴力が主だが、精神的DVについても話を聴いて、事件性があれば保護命令を行う」との回答でした。窓口を広げるような表記にしていきたいです。	1	【修正加筆等意見反映】 DV防止法上は、警察官による被害の防止及び警察本部長等の援助に関する規定については「身体に対する暴力」が対象となりますが、実際に対応する際には身体に対する暴力に限らず幅広に対応しております。 したがって、誤解を与えないよう当該文言については削除いたします。
4	P2 第1章 計画の基本的事項 本計画における定義等 ◆「配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス DV)」とは	下4行目 関連事項の追記 性的暴力では、2023年7月施行の刑法性犯罪規定において、配偶者間における不同意性交罪の禁刑が処されます。	1	【修正加筆等意見反映】 DV防止法等、直近の法改正の要点を記載することといたします。
5	P2 第1章 計画の基本的事項 本計画における定義等 ◆「配偶者暴力相談支援センター」とは	整合性を図る内容とは何か? どのように位置づけられたのか? 名称変更されたことは何を意味するのか? 例えば、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」2024年4月施行に伴い、女性相談所は女性相談支援センターに名称変更し、基本方針に基づき どのような機能強化が求められたか等、お示し願います。 「DV防止法 基本的な方針」においても整合性を図る、女性相談支援センターとは。女性相談支援員とは、女性自立支援施設とは等、定義及び役割を記しています。さらに、困難女性新法の基本方針(5)では、DV防止法に基づく施策との関係、DV被害者は困難な問題を抱える女性としての法の支援の対象者に含まれる等、配偶者暴力相談支援センターの位置づけを明記していますので参照を。	1	【修正加筆等意見反映】 いただいた御意見を踏まえ、女性相談支援センターの位置づけについて、説明を付記します。
6	P3 第1章 計画の基本的事項 2 基本理念	本計画の理念においても「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」との整合性を図るためには、下記内容の追記。 ・人権を尊重し、福祉を増進しジェンダー平等の実現に資する社会	1	【修正加筆等意見反映】 御指摘の点については、本行政計画の前提となっているため、P1 計画策定の趣旨に反映いたしました。
7	P4 第2章 本県の配偶者等からの暴力の現状	交際相手からの暴力被害、警察におけるストーカー事案の相談等件数、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の相談件数を載せ、性犯罪・性暴力防止教育及び被害相談体制の拡充に向けて現状を分析してほしい。	1	【修正加筆等意見反映】 デートDV相談件数、ストーカー事案相談件数、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの相談件数の情報を掲載します。
8	P4 第2章 本県の配偶者等からの暴力の現状 本県の現状	男性は6人いますので追記を。性的マイノリティはいかがですか?	1	【修正加筆等意見反映】 「本県の現状」に一つの属性として追記します。 性的マイノリティの相談者数は特定困難であるため、記載いたしません。

No.	箇所	意見の内容(原文)	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
9	P6 第2章 本県の配偶者等からの暴力の現状 1 配偶者等からの暴力に関する相談状況等 (2) 一時保護の状況	相談件数は1000件を超えています。一時保護件数が3件、7件と少ない要因の分析をし、てほしい。必要な場合でも一時保護が行われない場合があることが指摘されている。必要な一時保護を適切に実施してほしい。	1	【実施段階検討】 一時保護については、本人の状況に応じ適切かつ速やかに実施していきます。 また、相談には様々なケースがあるため、相談件数と一時保護件数の関係性の分析は容易でない面がありますが、今後、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき女性相談支援センターとして様々な取組を行っていく中で支援状況の分析を深めていきたいと考えております。
10	P8 配偶者からの被害経験 第2章 本県の配偶者等からの暴力の現状 2 配偶者等からの暴力に対する県民の意識 (1) 配偶者からの被害経験等	前回調査の4分の一、調査数が少ないので限界はありますが、被害者の年齢状況を明記。配偶者間における不同意性交罪に適応する「いやがっているのに性的な行為を強要された12.5%」。やまなし性暴力被害者支援サポートセンターとの協働を図り適格な相談支援体制の整備が必要です。	1	【修正加筆等意見反映】 御意見のとおり、被害者の年齢状況を掲載いたします。 性暴力被害者への支援については、引き続きやまなし性暴力被害者サポートセンターと連携を図って参ります。
11	P12 第3章 計画の内容 1 基本的な考え方	・p12 1基本的な考え方 頭から7行目「必ず言語での同意を得ることが他者を尊重することである」→刑法改正で「同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態」で性交等やわいせつな行為をすると処罰されることとなったように、言葉で同意を示しているようでも言わされる環境下にあることもあります。表記の仕方は変更した方が良いでしょう。	1	【修正加筆等意見反映】 いただいた御意見を踏まえ、「同意を得ること」についての表現を修正いたします。
12	P12 第3章 計画の内容 1 基本的な考え方 P45、47 重点目標11 被害者の子どもが安心して暮らせるための支援	・P45、47被害者の子どもが安心して暮らせるための支援/p12 男性、外国人、～多様な被害者への対応の重要性が高まっている DVなど複雑な事情を抱えている「特定妊婦」から生まれた子は要支援児童・要支援家庭です。胎児のころから安心して暮らせるための支援が必要です。そのために、妊産婦が安心して生活ができる場所が必要です。そして妊産婦等も多様な被害者の中に明記していただきたい。	1	【反映困難】 本計画は、DV防止法に基づく行政計画です。このため、当該箇所は国の基本方針に則って記載しています。 なお、特定妊婦及びその子への支援は、P46 重点目標11 被害者の自立に向けた切れ目のない支援において、母子生活支援施設の充実の中で検討を進めていきます。
13	P14 第3章 計画の内容 3 施策の体系 基本目標Ⅲ 重点目標11(2) 重点目標12(1)	・P14 Ⅲ 11(2)12(1) 自立に向けた支援まで、関わっていく時間はとても長くなると想像する。他機関連携の体制・整備とともに、サポートする側の身分の保証が必要である。	1	【記述済み】 サポートする側のバーンアウト対策などは、重点目標7の相談員等の資質向上のための取組として実施予定です。
14	P14 第3章 計画の内容 3 施策の体系 基本目標Ⅱ 重点目標4	・P14 Ⅱ 4誰もが安心して相談できる環境の整備安心して相談できるハード面の整備が必要である。	1	【記述済み】 県内に2カ所ある配偶者暴力相談支援センターや、やまなし性暴力被害者サポートセンター等において、DV被害者の相談対応の充実を図っていきます。

No.	箇所	意見の内容(原文)	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
15	P15 第3章 計画の内容 4 具体的な施策 基本目標 I 重点目標1 ■ 多様な広報媒体を活用した周知・啓発「DVはダメ・DVを許さない」	・p15■多様な広報媒体を活用した周知・啓発「DVはダメ・DVを許さない」 「DVはダメ・DVを許さない」という表記を広報の際にも使用するのでしょうか。 被害者も加害者にもレッテルを貼るのでなく、気づきを促進するという目的で表記を考えたい。こんなことはない？相談していいこと、安心して相談できる場があることが分かるように示していくことが重要です。	1	【実施段階検討】 P15 重点目標1 配偶者等からの暴力の防止に向けた効果的な意識啓発の実施における広報の際には、内容をよりわかりやすくし、気づきを促進できるよう相談していいことや相談場所・窓口等について丁寧に説明をしていきます。
16	P15～P42 基本目標 I 重点目標1～3 基本目標 II 重点目標4～9	ひろくDVということを考えて、例えば(こころとからだのチェックシート)などを作成しまたは、現存のものをDVが有るか無いかを知ることが出来るチェックシートがあったら良いと思います。あたかもそれ！にならない為の工夫は必要かと思いますが。保育園なども含む教育機関や高齢者や障害者施設などにも配布して欲しいです。 高齢者施設では、首都圏においては、コロナ対応は解除されているにもかかわらず、未だに自由に外出できないばかりか、散歩までもが禁止されている現状です。 人質を取られているようです。高齢者施設の一人一人に寄り添った取り組みを進めてほしいです。入居者の大半はDVや虐待を生きてきて、トラウマケアが必要な人が多いです。 全国では、障害者施設や高齢者施設からの相談があったとも聞いています。助けを求める術を伝えてください。 これらは全て、アウトリーチが重要かと考えます。 入居者も家族も、安心できる体制を強化していただけることを願います。	1	【実施段階検討】 県では啓発パンフレットや相談窓口を記載したカードを作成し、学校や医療機関、関係機関等へ配布することとしています。今後、パンフレット等を作成するにあたっては、御意見を参考に記載内容を検討して参ります。 また、作成したパンフレット等は教育機関や高齢者施設、障害者施設等、幅広く周知できるよう配布先についても検討していきます。
17	P16 重点目標1 配偶者等からの暴力の防止に向けた効果的な意識啓発の実施 ■企業や団体、地域等における周知・啓発の促進	下記の追記を ・内閣府「災害対応力を強化する女性の視点 ガイドライン」を活かし、避難所における性暴力・DV被害の防止を周知・啓発する。	1	【記述済み】 P28 重点目標4 配偶者暴力相談支援センターの機能強化 ■災害時における体制整備に記載済みです。
18	P18 重点目標2 早期発見に向けた体制づくり ■ 県民への周知等 愛育会活動	・p18■県民への周知等 愛育会活動 愛育会の活動を担う人たちが少なく、市町村によっては活動を停止している地域があるとR4年11月に市町村に訪問に行った際聞きました。愛育会活動だけではなく、違う地域の活動での周知が必要です。	1	【実施段階検討】 母子保健地域組織である愛育会は市町村、保健所、県と組織化されており、会によっては自らの地域だけでなく愛育会が休止、廃止している地域を含めて幅広く活動を行っているところです。 今後はいただいたご意見を踏まえ、あらゆる地域において周知や情報提供できる方法について検討して参ります。
19	P19 重点目標2 早期発見に向けた体制づくり ■医療機関等への周知等	県看護協会に続き、山梨県助産師会を明記し、地域で女性に寄り添い妊娠期からの包括的支援に取り組む専門職、アウトリーチにおける早期の相談支援につながります。	1	【実施段階検討】 山梨県助産師会等を通じて周知啓発を図れるよう検討して参ります。
20	P21 重点目標3 現状と課題	上3行目から 下記の内容に修正を。 身体や精神 に生涯を通して深刻な影響を与えています。さらに、性的暴力は、不同意性交罪の禁刑へと処される暴力です。望まない妊娠や性感染症のリスクを高めると同時に、将来にわたる暴力の連鎖へとつながる可能性もあるため～、	1	【修正加筆等意見反映】 いただいた御意見を踏まえ、現状と課題の表現を修正いたします。

No.	箇所	意見の内容(原文)	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
21	P21 重点目標3 現状と課題 L.3～	また、同意のない性行為や予期せぬ(しない)妊娠の～ 赤字の部分の追加および変更をお願いします。 昨年7月の刑法改正を踏まえて、同意のない性行為 を入れることが重要である。また、望まない妊娠ということばではなく、厚労省の使用においても、予期せぬ妊娠 に代わってきている。誰にとっても「望まない」のかという意味を排除して、結果としての「予期せぬ(しない)」が一般的になってきている。例えば、厚労省の「予期せぬ妊娠をした女性が出産を選択した 場合における母子ともに安心・安全に出産 できるための取組と出生した子どもへの支援に 関する調査研究報告書」のように。 ※7日にパブコメを締め切った困難女性支援法は、「予期しない」になっている	1	【修正加筆意見反映】 いただいた御意見を踏まえ、「望まない妊娠」を「予期しない妊娠」に修正いたします。
22	P21 重点目標3 現状と課題	・交際相手からの暴力被害は女性の約6人に1人(20代女性は約4人に1人)、男性の約12人に1人は、交際相手から暴力を受けています。女性の約14人に1人は無理やりに性交等された経験があります。性別は女性が大半を占め、被害時の年齢は10代以下が占めており、中学生以下に限っても3割に上がります。 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国の相談件数の推移(令和5年度上半期)、前年同期比の11.2%増になっています。また、警察におけるストーカー事案の相談等件数の推移19,843(令和5年暫定値)と増加しています。 早急に性犯罪・性暴力防止教育及び被害相談体制の拡充が重要になっています。	1	【記述済み】 重点目標3及び重点目標4において、若年層等への教育啓発の推進及び誰もが安心して相談できる環境の整備に努めて参ります。
23	P21、22 重点目標3 若年層に対する意識啓発の推進 ■ 若年層に対する啓発の推進	・p21、22 ■若年層に対する啓発の推進 女性は、女性であることにより性的な被害や予期せぬ妊娠等の問題が存在します。文科省が推奨する「生命(いのち)の安全教育」高校3年生の内容には、性暴力の事例を扱うことが含まれています。性的同意や妊娠・出産・中絶などの選択肢、性暴力にあった後の対応についても学ぶべきです。包括的性教育が教育の場面で学ばれることが必要です。	1	【記述済み】 P21～P22 若年層に対する意識啓発の推進において、様々な観点から意識形成に取り組んで参ります。
24	P22 重点目標3 教職員や警察、行政職員等への研修会の実施 ■ 教職員を対象とした研修会の開催	・p22 ■教職員を対象とした研修会の開催「生命(いのち)の安全教育」に資する各学校での児童・生徒・学生向けの～ 文科省が推奨する「生命(いのち)の安全教育」は幼児から一般まで内容が展開されています。乳幼児から一般まで働きかけるべきです。	1	【実施段階検討】 未就学期の子どもに対する取り組み方も研究・検討して参ります。
25	P23 重点目標3 学校における教育等の実施	・p23学校における教育等の実施 教育庁保健体育課、県民生活部私学振興課、子ども福祉課、子ども政策課など私立の学校や養護教諭、市町村等が連携して必要な教育を検討していく必要があります。	1	【実施段階検討】 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する関係機関連絡協議会」の体制づくりなどを通じて内容を検討して参ります。
26	P23 学校における教育等の実施	私が当事者だった50年前と変わっていないのですね。相手を思いやる気持ちを一番に考えてしまった結果、たすけて！！を言えずに望まぬ妊娠を経験しました。(実父から) きれいごとや正義を伝えるときには、これらを守ることで苦しみ、自分は声を上げるに足りない者だと考えてしまう当事者がいることを想定して、言葉選びは慎重をお願いします。	1	【修正加筆等意見反映】 いただいた御意見を踏まえ、表現を工夫します。

No.	箇所	意見の内容(原文)	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
27	P23 重点目標3 学校における教育等の実施 ■人権教育等の実施	上記内容を頭に追記。 ・子どもの権利条約に基づき、性の学習権を保障する包括的性教育、からだの権利教育を実施します。 ・性暴力・性被害予防教育は、加害を防止する強化、相談・被害申告をしやすくする強化、被害者支援の強化等、三つの強化策の教育を確実に実行します。 ・相手を思いやる気持ちを育てるため、道徳教材を活用した授業や講演会等を実施します。とあるが、人権教育教材を活用してほしい。 理由は、子ども権利条約批准から子ども基本法施行。学ぶ権利の保障、包括的性教育は自分を守るからだの権利教育として、性暴力被害にあっても隠さず意思を表明し助けを求める行動につながります。山梨県は性教育実施の最下位に位置します。2023年文科省「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ策定」性被害予防強化、生徒指導提案においてもさらに積極的に着実な教育を都道府県関連機関に通知しています。早急に取り組む政策です。	1	【反映困難】 ・現段階では文部科学省の通知等で「包括的性教育」の捉え方についての確認ができていないため、反映困難となります。 ・性暴力・性被害予防教育については、他の施策に含まれている内容であります。 ・独立した人権教育教材はなく、人権教育は、学校教育全体を通して、各教科等をはじめ、あらゆる教育活動の場において行われるためです。
28	P23 重点目標3 学校における教育等の実施 ■人権教育等の実施	人権教育 を包括的性教育 に替えてください。 あらゆる分野でのジェンダー主流化は今や、ゆるぎない流れとなっている。教育においては、包括的性教育の実践がそのひとつである。ユネスコやWHO等が発表した包括的性教育は、人権教育、リプロダクティブヘルス&ライツ、暴力と安全確保、人間関係の築き方などを含む総合的な教育である。包括的性教育があまねく広がることは、ジェンダー平等社会の実現に向かう第一歩であり、それがDV防止へとつながる。 子どもたちの命と生涯にわたる健康を保障するために、包括的性教育の実施が非常に重要である。人権教育等とあるので包括的性教育も含まれるという考えで作成されたのかもしれないが、DVが性暴力と分かちがたいものであることから、県民意識の改革にとって、包括的性教育はキーワードであると考えます。	1	【反映困難】 現段階では文部科学省の通知等で「包括的性教育」の捉え方についての確認ができていないため、反映困難となります。
29	P23 学校における教育等の実施 ■人権教育等の実施 ・学校における、いじめ等の 人権侵害問題が将来のDVにつ ながらないよう、児童生徒を対 象とした「いじめ、命、暴力、 規範、人権、生き方等」を取り 上げた講習会や研修会を実 施します	いじめ、命、暴力、 ⇒ いじめ、命、性、暴力 と追加してください。 命と性は深く分かちがたいものである。生まれた時から(生まれる前から性別を考える人は多いだろう)死ぬまで、人生や生き方は常に性とともにある。 性を考えない教育は成立しないと考える。性ということばを入れることで、SOGIE(セクシュアルオリエンテーション、ジェンダーアイデンティティ、ジェンダーエクスプレッションの頭文字をとったもの)が考えられ、包括的性教育とつながる。	1	【反映困難】 学校における「いじめ、命、暴力、規範、人権、生き方等」を取り上げた講習会や研修会に、「性」を含めた内容も実施できると考えております。 なお、講習会や研修会の実施にあたっては、内容を含めて、各学校の実情や児童生徒等の実態に応じて主体的に取り組んでいただくことになると考えていますが、いただいたご意見を参考に周知を図っていきたくと考えています。
30	P23 重点目標3 学校における教育等の実施 ■人権教育等の実施	・文科省の「生命(いのち)の安全教育」を推進します を加筆してください。 22ページに ■教職員を対象とした研修会の開催 において「生命(いのち)の安全教育」に資する各学校での児童・生徒・学生向けの講座の開催について働きかけを行います とあるので、それを実践する項目を加筆しないと、整合性がとれないと思います	1	【修正加筆等意見反映】 いただいた御意見を踏まえ、「生命(いのち)の安全教育」の推進について追記します。

No.	箇所	意見の内容(原文)	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
31	P23 重点目標3 学校における教育等の実施 ■人権教育等の実施	子ども達への人権教育として「いのちの安全教育」「DV予防教育」を、『全学年に毎年必ず行う』ようにして欲しいです。 特に小・中学校は義務教育機関であり、どんな家庭状況の子ども達にも教育として届けることが出来ると思います。 身体的暴力だけでなく、無視なども心理的・精神的な暴力であることが認識できるように、またそれに気が付いた時にSOSを出たり、行動にうつす事が出来る様に、繰り返し繰り返し、教えてほしいです。 いのちの安全教育は人権教育でもあるので、包括的性教育にもなり、パートナーシップのことや、性暴力の防止にもなります。 少し話は拡大しますが、包括的性教育の中には妊孕性の話などもあるので、少子化対策にもつながると思います。	1	【実施段階検討】 「生命(いのち)の安全教育」は、児童生徒の発達段階や各学校の状況等に応じて、各学校の判断により、実施されるものです。いただいたご意見を参考に実施についての周知を図っていきたくと考えています。
32	P25 重点目標3 コラム 生命(いのち)の安全教育について	「コラム 生命(いのち)の安全教育について」に続き ・内閣府及び文科省において性犯罪・性暴力被害相談体制が拡充されたこと。 ワンストップ支援センター 全国共通番号「#8891」(はやくワンストップ) 性暴力に関するSNS相談「キュアタイム」の紹介を。文科省「学校現場における性暴力・性被害防止、アンコンシャスバイヤスとは」研修プログラムを紹介してほしい。	1	【修正加筆等意見反映】 「#8891」(はやくワンストップ)や性暴力に関するSNS相談「キュアタイム」等について、相談窓口等一覧に掲載します。
33	P26 基本目標Ⅱ 重点目標4 現状と課題	文脈を整えてほしい ・関係機関の連携を強化し、誰もが安心して相談・保護体制をより一層充実させていく必要があります。？	1	【修正加筆等意見反映】 いただいた御意見を踏まえ、表現を修正いたします。
34	P26 重点目標4 相談につなげる体制強化 ■相談窓口の周知・広報	DV被害者の4分の1が妊娠を契機として暴力である。従って、妊婦を明記。 ・妊婦、外国人・・・	1	【反映困難】 該当箇所は、国の基本方針に基づき多様な属性として記載しているものです。
35	P27 重点目標4 相談につなげる体制強化 ■相談窓口の周知・広報	・精神保健センターは、暴力が及ぼす健康被害と精神疾患についての正しい知識の普及を率先して取り組んでほしい。	1	【記述済み】 本県においては、配偶者暴力相談支援センター(女性相談支援センター)がDV防止に係る県民全体への啓発の推進を行うとともに、女性相談支援員を配置し、DV相談機関として専門的かつ中心的な役割を担っています。 精神保健福祉センターでは、自殺、ひきこもり、依存症などの精神保健に関する正しい知識の普及や相談対応を行っていきます。
36	P27 重点目標4 相談につなげる体制強化 ■相談窓口の周知・広報	・p27「自殺に対する正しい知識や対応方法」 「自殺企図への対応方法」「自殺に対する正しい対応方法」「自殺予防のための正しい知識」など表記の仕方が誤解を生むと思います。	1	【修正加筆等意見反映】 「自殺予防に対する正しい知識や対応方法」に修正いたします。
37	P27 重点目標4 相談につなげる体制強化 ■相談窓口の周知・広報	・p27「DV相談プラス」の他に、内閣府の「Curetime」(外国語での対応可)、「かいさぼもこ」「妊娠そうっとSOS山梨」(妊娠の背景にDVが隠れていることがある。)など県内外含め身近な相談窓口を周知してほしいです。	1	【修正加筆等意見反映】 いただいた御意見を参考に、該当箇所について修正いたします。 また、P95～P99 資料編 相談窓口等一覧にDV相談プラス、Curetime等を追記します。

No.	箇所	意見の内容(原文)	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
38	P27 重点目標4 配偶者暴力相談支援センターの機能強化 ■相談体制の整備	女性相談支援センターは、中心的な配偶者暴力相談支援センターとしてではなく女性相談支援センターは、女性の包括的支援の中核センターとしてが適切ではないか	1	<p>【反映困難】</p> <p>該当箇所については、DV防止法に基づく本計画において配偶者暴力相談支援センターに言及しているところであり、県内に2カ所ある配偶者暴力相談支援センターのうち中心的な役割を担う施設として女性相談支援センターを位置づけていることの説明となります。そのため、該当部分では「中心的な」という表現とします。</p> <p>なお、女性相談支援センターについては、困難女性支援法に基づく県基本計画においては、困難な問題を抱える女性支援の中核機関として位置づけられています。</p>
39	P28 重点目標4 配偶者暴力相談支援センターの機能強化 ■男性も相談しやすい環境整備	・女性相談支援センターは、「地方自治体等における男性に対する相談体制整備マニュアル」を活用とあるが、ここでは、あくまで配偶者暴力相談支援センターと明記が適切ではないか？	1	<p>【修正加筆等意見反映】</p> <p>御意見のとおり、配偶者暴力相談支援センターでは性別を問わず相談に応じることとしているため、表現を修正いたします。</p>
40	P28 重点目標4 配偶者暴力相談支援センターの機能強化 ■災害時における体制整備	・p28 ■災害時における体制整備 災害時のマニュアルには、プライバシーの配慮の視点が必要です。	1	<p>【実施段階検討】</p> <p>いただいた御意見は非常に重要であり、マニュアル作成においては、プライバシーへの配慮の視点をもって作業を進めていきたいと考えております。</p>
41	P28 重点目標4 女性相談支援員等による適切な支援 ■女性相談支援員等※1による支援	<p>困難女性新法を堅持、女性相談支援員等による支援は詳細を記してほしい。</p> <p>・女性相談支援員は課題となっている点を検証し、支援を必要とする被害者に確実に支援が届く体制をつくります。</p> <p>・女性相談支援員は本人が自らの意思等を決定し、表明できるように支援する体制を整え本人の意思に寄り添い、途切れても繰り返しつながり支えていく支援に当たります。</p>	1	<p>【修正加筆等意見反映】</p> <p>いただいた御意見を参考に、女性相談支援員等による支援についての内容を修正いたします。</p> <p>なお、課題点の分析を踏まえ必要な支援につなげていくことについては、P60 重点目標18 被害者保護に関する調査において記述済みです。</p>

No.	箇所	意見の内容(原文)	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
42	P28 重点目標4 女性相談支援員等による適切な支援 ■女性相談支援員等※1による支援	追加をお願いします 女性相談支援員等を、学校に派遣して、デートDVに対して、適切な心理教育や相談支援を実施します。 学校における教育等の実施 (P. 23)の三番目の■に「～早期発見・早期対応に努めます」とあるが、学校での具体的な対応策が計画には示されていない。実際に中学校や高校において、デートDVは起きている。しかし、被害者、加害者、保護者等はどうしたらいいかわからず苦しんでいる実態がある。教員は、知識やスキル等がなくて適切な相談支援ができていないという実態がある。別れさせれば終わりという問題ではない。若いこの時期に相談者がもともと持っている力を取り戻し、権利の主体として尊重される支援が行われれば、その後の人生にとって大きな力になる。 そこで、早期対応の方法として、女性相談支援員等を派遣して被害者、加害者それぞれに心理教育を行うシステムが必要である。今行われている高校でのスクールカウンセラーの派遣制度と同じように、学校からの依頼を原則として被害者、加害者、保護者、教員等に対して、数回の派遣での相談を行う制度を実施することが重要だと考える。 そのためには、デートDV専門相談員等の資格を得たり、研修を積んだりできるように、女性相談支援員、臨床心理士、公認心理士、スクールソーシャルワーカー等の資質向上が求められる。	1	【反映困難】 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律によれば、女性相談支援員は困難女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じるとともに、専門的技術に基づいて必要な援助を行うこととされていますが、御意見にある心理教育を女性相談支援員が行うことまで求められてはいるところですが、被害者の早期発見・対応に向けては、女性福祉支援の情報発信を強化し、適切な相談機関や支援策を幅広く周知していきます。
43	P29 重点目標4 女性相談支援員等による適切な支援 ＜配偶者暴力相談支援センターの取り組み＞	女性相談支援センターの支援内容では、アウトリーチによる早期把握、居場所の提供、相談支援、一時保護、被害回復支援、日常生活の回復支援、同伴児童への支援、自立支援、アフターケア等が法堅持の取り組みになります。適切な取り組みを追記ください。	1	【修正加筆等意見反映】 いただいた御意見の取組は、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」で明記されている内容となります。本計画では、配偶者暴力相談支援センターの取り組みとして整理しました。 御意見を踏まえ、強化する部分を追記します。
44	P29 重点目標4 女性相談支援員等による適切な支援 ＜配偶者暴力相談支援センターの取り組み＞	・p29医学的・心理学的援助/センターの取り組み DV被害者は複雑な心理状態であり、医学的・心理学的援助が必要になるため、びゅあ総合にも設置してほしい。	1	【反映困難】 びゅあ総合では、配偶者暴力相談支援センターとして、相談・保護命令制度利用の支援・自立支援や居住等の情報提供・社会への情報発信の機能を担っています。 医学的・心理学的援助が必要な相談者については、十分な配慮のもと女性相談支援センターにつないでいます。
45	P30 重点目標4 警察における支援 ■被害者が相談しやすい環境の整備	・p30女性警察職員による～ 2次被害を防ぐために、必要な研修を受けた警察職員による～が必要だと思います。	1	【修正加筆等意見反映】 警察職員に対して必要な指導教養を行っております。 なお、被害者の意向を確認して男性警察職員が対応することもあります。 そのため、御意見を踏まえ、表現を修正いたします。
46	P30 重点目標4 警察における支援 ■各種措置の検討・実施	・P30 捜査手段を講じなければ～危険性について説明し、 →恐怖心ではなく、メリットと感ずるような表記の仕方が必要です。	1	【修正加筆等意見反映】 被害の再発を防止するため、危険性について十分に説明いたします。 については、御意見を踏まえ、表現を修正いたします。

No.	箇所	意見の内容(原文)	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
47	P31 重点目標4 警察における支援 ■援助の申し出への対応	援助の申し出があった場合は全てに対応して欲しいです。 また、県外からの避難した方も少なくないので県を超えての連携協働があると、守ってもらえる安心や安全感があります。 県を超えて一人で警察や検察に行き、国選弁護士とも戦うことでもへトへトなのに、何故駄目なのか? あまりにも理不尽です。	1	【実施段階検討】 既に法で定められた範囲で支援を行っているところです。 これからも各都道府県警察と連携して対応してまいります。
48	P31 重点目標4 警察における支援 ■援助の申し出への対応	・p31 ■援助の申し出への対応 申し出がなくても、援助を受けたいと思えるように丁寧な説明を受けられることが必要です。	1	【実施段階検討】 これからも警察で行う援助の内容については十分に説明してまいります。
49	P31 重点目標4 警察における支援 ■援助の申し出への対応	結愛ちゃんのお母さんは勇気を出して保護の申し出をしました。 でも断られ、ご存知のように結愛ちゃんは亡くなり、被害者であるはずの母親が加害者になるという最悪の事態になりました。同じような事件を引き起こさないためにも、当事者からの申し出には全て受け入れてください。 見た目にはしっかりしているように見えても、危険の度合いは本人にはわからないことを、理解してください。	1	【実施段階検討】 法で定められた範囲で支援を行います。 これからも関係機関と連携して対応してまいります。
50	P31 重点目標4 地域における相談体制の充実 ■相談窓口の充実	・p31精神保健福祉センターはひきこもり～電話や来所相談 アウトリーチが必要とされています。	1	【記述済み】 アウトリーチについては、保健所や市町村と連携しながら取り組めるよう、体制整備を進めて参ります。
51	P32 重点目標4 地域における相談体制の充実 ■市町村等相談窓口の充実	市町村の健康増進課も積極的に関わり、女性の健康上のトラブルからDV被害者に繋がって下さい。 被害者は、自分の健康よりも無償ケアに疲れ果てている場合が多いです。	1	【記述済み】 重点目標2(1)早期発見に向けた体制づくりや重点目標4(5)地域における相談体制の充実において、地域におけるDV被害の早期発見から通報、相談、支援につながるよう市町村との連携強化に努めるとともに、市町村窓口の重要性について周知し、相談窓口充実のための支援を行っていくこととしています。
52	P32 重点目標4 地域における相談体制の充実 ■市町村等相談窓口の充実	・p32 ■市町村等相談窓口の充実 「配偶者等からの暴力相談等対応表」等の他部署間の活用で被害者の負担を減らすことが出来ます。	1	【記述済み】 P32に記載のとおり、市町村の担当者会議などを通じて各種情報提供を行って参ります。
53	P34 重点目標5 外国人・障害者・高齢者・性的マイノリティ等への対応の充実 ■相談につなげる体制整備	・女性相談支援センターは、性別に関わらずとありますが、配偶者暴力相談支援センターと明記するのが適切ではないでしょうか？	1	【修正加筆等意見反映】 いただいた御意見のとおり、配偶者暴力相談支援センターでは性別を問わず相談に応じることとしているため、表現を修正いたします。

No.	箇所	意見の内容(原文)	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
54	P34 重点目標5 外国人・障害者・高齢者・性的マイノリティ等への対応の充実	・p34高齢者支援・障害者支援の現場の職員が研修を受けられることで、支援対象者の変化に気づける人が増えます。	1	【記述済み】 引き続き、外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等への支援を行っている機関に対して、さまざまな情報提供や研修会への参加を呼びかける等、支援者にDVの被害に関する正しい知識について理解の促進を図って参ります。
55	P35 重点目標6 被害者の立場に立った対応・情報保護の徹底 ■相談員等※1の適切な対応	・DV防止法基本的な方針では、相談員は女性相談支援員と明記しています。従って、女性相談支援員等が適切ではないか？ 相談だけではなく支援強化の位置づけが図られています。	1	【修正加筆等意見反映】 本計画においては、「女性相談支援員等」と「相談員等」を区別して表現を使い分けていますので、その旨を欄外に加筆します。 なお、重点目標6においては、配偶者暴力相談支援センターに携わる者に限らず、被害者に関わる全ての者を対象としているため、「相談員等」としております。
56	P35～P36 重点目標6 被害者への配慮	助けを求めてきた女性には全てのケースに断わらないことを考えると、障害者、子どもであることもありますね。 今までは断っていた方たちも引き受けて下さい。 対応力の向上も実施して下さい。 予約制は、廃止して下さい。	1	【その他】 重点目標4(2)配偶者暴力相談支援センターの機能強化において、配偶者暴力相談支援センターにおいて性別等に関わらず被害者の相談に応じ、市町村や児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関等の関係機関との連携のもと被害者の安全確保のための対策を講じることとしています。 また、重点目標7において、相談員等の資質向上のための取組を進めていくこととしています。 各配偶者暴力相談支援センターにおける電話相談については、相談時間内において随時相談を承っております。来所相談については、相談者の安全確保やきめ細かな相談対応等とする面から、事前予約をお願いしているところです。
57	P37～P38 重点目標7 多様なケースに対応できる相談員等の資質向上	・重点目標7においては、全て、女性相談支援員等を用いるのが適切ではないか？	1	【修正加筆等意見反映】 本計画においては、「女性相談支援員等」と「相談員等」を区別して表現を使い分けていますので、その旨を欄外に加筆します。 なお、重点目標7においては、配偶者暴力相談支援センターに携わる者に限らず、被害者に関わる全ての者について対応を求められる内容であるため、「相談員等」としております。
58	P39 重点目標8 緊急時における安全の確保 ■被害者及び同伴者の安全確保	・p39■被害者及び同伴者の安全確保 警察との連携の必要性について確認を行います。 →支援の流れ・体制も共有・確認が緊急時の安全確保のために必要です。また、センターに安全の担保として警察官の常駐などは可能か。	1	【修正加筆等意見反映】 いただいた御意見にある支援の流れ・体制についても共有・確認を行っているため、その旨追記します。 また、警察官の常駐については、現状では行っておりません。
59	P40 重点目標8 一時保護体制の充実	一時保護の対象者を女性相談支援センター側のものさしだけで判断せず、大きな受け皿で一度受けとめてください。 一時保護できない人に対しては、避難を求めているのですから、この先どうしたら良いのかの見通しのある支援にまでつなげてほしい。 放り出したり、断ち切る事のないようにお願いします。	1	【記述済み】 P40 重点目標8 一時保護の充実において、女性相談支援センターは、一時保護について、夜間・休日を問わず速やかに被害者保護の体制を整えるとともに、福祉事務所、警察等関係機関と速やかに連絡を取るなど緊密な連携を図るとともに、必要に応じて民間シェルターなどへの一時保護委託を円滑に実施することとしています。

No.	箇所	意見の内容(原文)	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
60	P46 基本目標Ⅲ 重点目標11 福祉制度を活用した支援の実施 ■各種福祉制度の活用	・p46センターは、福祉制度等の情報提供とともに同行支援を行うことで支援の切れ目をなくしてほしい。壮絶な経験から、サポートをいつも以上に得なければ支援につながる事が出来ない方がいます。SOSで同行支援を行ったことで支援につながった事例がありました。	1	【実施段階検討】 いただいた御意見は非常に重要であり、必要に応じ関係機関・団体と連携しながら同行支援を行って参ります。
61	P49、50 重点目標12 就業支援機関の活用 ■就業相談などの制度の活用 「母子家庭等就業・自立支援センター」	本センターは、計画の備考欄に長年にわたり、記され続けられていますが、DV被害者への対応はされていない。従って、削除を求めます。	1	【反映困難】 母子家庭等就業・自立支援センターは、広く母子家庭等の就業支援を担う機関と位置づけています。DV被害者にも配慮して対応していただけるよう指導・助言を進めて参ります。
62	P51 重点目標13 住宅への入居支援	県営・市町村営住宅について、被害者の入居は今日、明日にもといった緊急を要します。すぐに入居可能な住宅を確保してください。 ・一時的な居場所(シェルター)として他市町村との連携も視野に入れて。 ・優先入居により住所がある事で必要な援助、仕事、学校など見通しのある支援につながります。	1	【記述済み】 県営・市町村営住宅の通常入居については、申込書類の審査や契約手続があり、緊急的な措置として即日入居することは難しいと思われます。こういった状況を踏まえ、本県では県営住宅の目的外使用制度の活用により、被害者の一時避難に対応できる住戸の確保を行っております。 また、住宅の確保は被害者が自立して生活するために不可欠であることから、優先入居の対象となる住戸の確保、収入認定や保証人の取り扱いについての弾力的な運用を行い、被害者の円滑な入居が可能となるよう努めております。 市町村との連携につきましては、被害者の優先入居や弾力的な制度運用等について、引き続き情報提供を行って参ります。
63	P53 基本目標Ⅳ 重点目標14 現状と課題	・3行目から 関係機関が連携し、アウトリーチ、相談・相談支援、一時保護、被害回復支援、自立支援、アフターケア等々 支援内容の追記を	1	【修正加筆等意見反映】 いただいた御意見を参考に、表現を修正いたします。
64	P55 重点目標15 市町村における施策推進のための情報提供・支援 ■市町村DV防止計画及び配偶者暴力相談支援センター機能整備の促進	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」との整合を図り、市町村が混乱しないよう具体的な支援施策を実施してほしい。	1	【記述済み】 P3 第1章 3計画の位置づけにおいて、「やまなし困難な問題を抱える女性への支援計画」との整合性を図ることとしています。
65	P56 重点目標15 市町村における施策推進のための情報提供・支援 ■人材育成に向けた支援	・P56 ■人材育成に向けた支援 DVの防止及び被害者の保護に関わる市町村職員に対し →異動などを考慮して職員等にしたい方がよいと思います。	1	【記述済み】 該当箇所については、職員の異動等も考慮しております。
66	P57 重点目標16 現状と課題	DV基本方針は、民間の団体との連携・協力(協働)を必要記載事項にあげています。 1行目 下記内容に修正を。 ・配偶者暴力相談支援センター等は民間団体等と主従関係ではなく、対等な関係で協働し被害者支援に取り組むことが重要です。特に、やまなし性暴力被害者サポートセンターと協働し、性暴力被害者の支援に取り組みます。	1	【修正加筆等意見反映】 いただいた御意見を参考に、表現を修正いたします。

No.	箇所	意見の内容(原文)	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
67	P57 重点目標16 民間団体等との連携の促進 ■関係機関連絡協議会を通じた連携	・県看護協会 に続き 山梨県助産師会を明記	1	【実施段階検討】 本計画策定時点において山梨県助産師会は関係機関連絡協議会の構成機関ではないため、今後、当該協議会の構成機関について検討を進めて参ります。
68	P60 重点目標18 被害者保護に関する調査 ■被害者の相談・保護事例の分析	追加項目 ・専門的な相談支援等、支援の記録を蓄積し支援の中身を共有し、直面する問題に適切に取り組める人材を育成する。	1	【記述済み】 重点目標18調査研究の推進 被害者保護に関する調査 ■被害者の相談・保護事例の分析において、御指摘の共有などにより人材育成にも努めて参ります。
69	P60 重点目標18 加害者更生に向けた調査研究	加害者更生とは、被害者支援でありどうして世の中に広がらないのでしょうか？ ダルクという社会資源のある山梨県なので、始めるには好条件が揃っていると思います。 検討ではなく実施して下さい。	1	【反映困難】 加害者プログラム実施については、国の調査・研究や全国での試行結果などの状況について情報収集し、引き続き本県でも調査・研究して参ります。
70	P60 重点目標18 加害者更生に向けた調査研究	対策を検討するだけでなく、実現をめざしてほしい。 裁判などで加害が認められたら加害者更生プログラムを受ける教育を義務化してほしい。 加害者が自分の加害について理解・更生がないままでは、加害当事者も苦しく、被害者もおびえての生活が続いてしまう。	1	【反映困難】 加害者プログラム実施については、国の調査・研究や全国での試行結果などの状況について情報収集し、引き続き本県でも調査・研究して参ります。
71	P61 第3章 計画の内容 5 数値目標	指標項目の追記を。 ・教職員を対象とした性暴力・性被害予防研修会の開催 100%へ ・包括的性教育(ジェンダー平等・人権教育・主権者教育等)県内中学3年生に実施 100%へ ・県立医療機関における性暴力被害者支援マニュアル作成 100%へ ・女性相談支援センター設備環境整備 100%へ 早急に、ジェンダーに基づく差別や暴力の分野の解決への教育の推進が急がれます。特に、性と生殖に関する健康・権利の浸透が図れる教育の推進を望みます。そのためには、SDGsのターゲットで推奨される科学的根拠に基づく、包括的性教育の実践をジェンダー平等教育に位置付けること、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」との整合性を図るためにも、明記してほしい。	1	【反映困難】 御意見を参考に、指標の設定について、今後研究して参ります。
72	P88 資料編 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する関係機関連絡協議会設置要綱	・本関係機関連絡協議会と「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」との整合性を図るため各々の基本方針に基づく「会議」が図られるよう調整を望みます。 ・女性相談所長は 女性相談支援センター長へ	1	【実施段階検討】 当該協議会及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく各種会議体との調整を図るとともに、当該協議会の設置要綱の見直しを行う予定としております。
73	P91 資料編 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する関係機関連絡協議会設置要綱別表	構成員に下記機関の追加をご検討ください。 ・山梨県助産師会(産前・産後ケアセンターや地域における性教育妊産婦訪問支援活動など女性に寄り添うスペシャリスト 早期のアプローチ可能) ・民間団体との更なる協働に向けて(性犯罪・性被害防止教育に取り組む団体、居場所提供団体、妊娠SOS団体、女性のヘルスエンパワー推進団体 等)	1	【実施段階検討】 御意見のとおり、本県の状況等も鑑み、必要に応じて当該協議会の構成機関について検討を進めて参ります。

No.	箇所	意見の内容(原文)	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
74	P94 資料編 DV被害者支援の主な流れ	<p>図の記載では、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」との整合性及び令和5年DV防止法改正(保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化)がされました。下記内容への修正を。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接近禁止命令は6か月から1年間に。等へ ・民間シェルター(委託)から(協働)へ。 ・「女性相談支援センター」は、配偶者暴力相談支援センター包括する形になる。従って、枠外に大きく明記する。 ・自立支援施設等は法第5条において明記される女性自立支援施設等に修正。 ・令和5年DV防止法改正により「被害者の保護」に被害者の自立支援が含まれた。従って、適する箇所は一時保護・自立支援と明記。 ・配偶者暴力相談支援センター役割・機能は強化されている。従って、相談・アウトリーチ等早期の把握、相談支援・相談、一時保護、被害回復支援、日常生活の回復支援、同伴児童への支援、自立支援、アフターケア等、追記を。 ・アフターケアは、退所後も定期的なフォローアップや相談支援が地域生活の移行に際し、孤立しないよう再建を支えること。 ・女性相談所、とある箇所を修正。 	1	<p>【修正加筆等意見反映】 いただいた御意見を参考に、フロー図※を修正いたします。</p> <p>また、民間シェルターへの一時保護委託については、DV防止法及び困難女性支援法上の「委託」と整合を図っております。</p> <p>※DV被害者支援の主な流れとして、女性相談支援センターの機能の一つである配偶者暴力相談支援センターの役割を中心とした支援のフロー図となっています。</p>
75	P95 資料編 相談窓口等一覧 ■配偶者等からの暴力(DV)に関する相談	<p>性的暴力では、2023年7月施行の刑法性犯罪規定において、配偶者間における不同意性交罪の禁刑が処されます。</p> <p>やまなし性暴力被害者支援サポートセンターは、女性相談支援センターとの主従関係ではない。協働でアウトリーチ、相談支援、自立支援、アフターケアを担う責任を負う。二機関が被害者にしっかり寄り添い支援できる体制を整備してほしい。相談窓口は、配偶者暴力相談支援センターの次に掲げてほしい。</p>	1	<p>【修正加筆等意見反映】 いただいた御意見を踏まえ、やまなし性暴力被害者サポートセンターの記載場所を修正いたします。</p>
76	P96 資料編 相談窓口等一覧 ■警察署	<p>警察署一覧の中で、韮崎警察署は既に甲斐警察署になっていますので、電話番号と合わせて修正をお願いします。</p>	1	<p>【修正加筆等意見反映】 御意見のとおり修正いたします。</p>
77	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談支援センター機能強化は、DV被害者支援への積極的な取り組みにつながり、被害者の回復が容易となる。女性相談支援センター長は、本来の仕事ができる適格な人材を配置すること。女性相談支援員の支援力量を高めるとともに増員し、安定的な雇用条件の下でこそ活動は強化できる。女性自立支援施設を早急に整備してほしい。ICT導入による相談(民間委託ではない)を充実してほしい。 ・医務課、健康増進課(性暴力が及ぼす健康への影響は膨大)理由は、被害者の治療・回復にはDVが心身に及ぼした診断証明等への理解促進、医療従事者の多岐にわたる関りが求められる。健康は基本的人権と定義する性暴力の根絶に取り組む世界の健康施策に遅れないよう取り組みを願う。 	1	<p>【実施段階検討】 ・女性相談支援センターの機能強化についての御意見は、今後の具体的な施策・事業の実施の際の参考にさせていただきます。 ・健康に関する御意見は、関係所属とも情報共有させていただきます。</p>
78	全体	<p>見過ごしていたら申し訳ないのですが、DVは女性の健康に深く関係しているのに、健康増進課の事業はその様な視点がないのでしょうか？施策に入っていないのは不自然だと思います。今までの女性相談所所長は保健師だと聞いているのですが。そうであるならば、積極的に関わることで、その役割を長期的に理解し、専門性を身に付けておくことは重要だと思います。当事者が深く傷つけられないため、早期発見のためにも連携することは、県民にとって有益なことだと思います。そうすることで、共生社会の推進にもつながると思います。</p>	1	<p>【記述済み】 健康増進課を始め県の関係部局において健康づくりの推進などにも取り組んでおり、本計画においては、特に被害を受けられた方の心の健康に関する取り組みを記載しています。DVの防止及び被害者の保護、自立支援等には、ひとつの機関だけで対応することは困難であり、各関係機関が緊密に連携し、共通認識を持ちながら被害者の支援を行って参ります。</p>

No.	箇所	意見の内容(原文)	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
79	全体	<p>被害当事者です。 命の危険を感じ、夫の主治医に相談しましたが「旦那さんは家族のために仕事に復帰しようと頑張っているんですよ!!」と言われ、その後間もなく殺されそうになり110番通報しました。 加害者には、直後に国選弁護人がつき連絡が入り、警察にしか伝えていない私の電話番号なので警察を信頼して良い存在なのか?私が疑われているのか?混乱の始まりでした。すぐに支援先を提示してくれることもなく、誰にも頼れず何を今探したら良いのかも分からないほど混乱しました。刑法とは程遠い生活をしていると思っていました。依存症の病気で夫は暴力が膨らむのだと思っていました。 事件から9年が過ぎこのタイミングでこの様に自分の経験で意見を書かせていただきました。9年間私なりに学びを止めずにいまここ、山梨に住み続けています。 同じ様な経験をせずに済む社会になって欲しいと、勇気を出して書かせていただきました。ありがとうございました。</p>	1	<p>【その他】 引き続き、DV防止に向けた効果的な意識啓発を実施し、DV加害の特性について広く周知するとともに、DVのない社会が実現できるよう、様々な関係機関と連携しながら総合的・効果的な施策の推進に努めて参ります。</p>